

Let's Go to 特定健診!

無料!

- [STEP 1] 医療機関を選ぶ
- [STEP 2] 電話で予約する

町内医療機関	電話番号
あいわクリニック	946-5558
アドベンチスト メディカルセンター	946-2844
いちょう内科あしとみ	944-4444
玄米クリニック	944-6663
しらかわ内科	944-3550
城間医院	945-4551
しんざと内科	946-5500
とうま内科	946-3799
ハートライフクリニック	882-0810
ゆいゆい内科クリニック	946-0055

【お問い合わせ】健康支援課 保健予防係 ☎098-945-4791

ヘルプマークを知っていますか? 援助が必要な方のためのマークです。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや発達障がい、難病の方、または妊娠初期の方など、**外見から分らなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的としたマーク**です。

バッグ等、手回り品につけていただき、周囲から見えるように携行することで、支援や配慮が必要なことを知らせることができます。



マークを見かけたらご協力をお願いします!

- ・バス、モノレールで席をお譲りください
- ・バス停や商業施設などで声をかけるなどの配慮をお願いします
- ・災害時は安全に避難するための支援をお願いします

マークを配布しています!

障がい支援係窓口でヘルプマークを配布していますので、ご希望の方は申請をお願いします。

※手帳を所持していなくても申請可能です。
(内部障がい、発達障がい、妊娠初期の方、認知症の方等)

※交付は無料ですが、より多くの方に利用していただく観点から、利用者1人当たり1個までの配布とします。

※代理の方が申請することもできます。

【申請・お問い合わせ先】
健康支援課 障がい支援係 ☎098-945-5013

●12月3日～9日は障害者週間です● 障がい者が利用できる主な福祉制度について

福祉制度(福祉サービス等)を利用する際は、多くの場合「障害者手帳」が必要となります。それぞれ障がいの種類や手帳の等級によって、利用できる制度が異なります。

身体障害者手帳	目、耳、手足、内臓など身体の障がいに関する手帳(1～6級)
療育手帳	知的障がいに関する手帳(A1、A2、B1、B2)
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいに関する手帳(1～3級)

※障害者総合支援法における難病等の方も一部制度の対象となる場合があります。



	名称	制度の内容	問合せ先
生活に関すること	補装具・日常生活用具の給付	車椅子や入浴用いすなど、身体の機能を補うものや生活に必要な用具等を給付します。(一部介護保険制度優先)	健康支援課 (☎945-5013)
	住宅改修費の助成	身体に障がいのある方に、住宅の玄関やトイレの段差解消などの住宅改修費用を助成します。※下肢機能障害や体幹機能障害など対象になる障害部位があります。	
	手話通訳者の派遣	聴覚障がい者の社会参加を促進するため、学校・病院・仕事など、社会生活におけるコミュニケーションが必要な際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。(要事前申込)	
	地域活動支援センター事業	地域で暮らす障がい者の方々に対して、手工芸品の創作・環境美化活動・レクリエーション・就労支援等を通して、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での悩み事を相談できる機会の提供等を行います。	
	重度身体障害者移動支援	身体障がい者(1・2級)の肢体不自由者で、車椅子使用者であり、一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、居宅と医療機関等との送迎費を助成します。※制限があります(要事前申請)	
	障害福祉サービス	障がいのある方に、障がいの状態や個々の状況に応じて、居宅介護、生活介護などの介護給付、就労継続支援などの様々なサービスの支援を行います。	
医療に関すること	重度障がい者への医療費の助成	身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A1・A2)の医療保険適用の医療費を助成します。	健康支援課 (☎945-5013)
	育成医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳未満の児童が、特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。	
	更生医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳以上の方が、心臓の手術や人工透析などを行う場合、医療費の一部を公費で負担します。	
	精神通院医療(自立支援医療)	通院による精神医療を継続的に要する方の医療費を公費で負担します。	
年金や手当に関すること	障害年金	20歳になる前又は年金加入期間中に病気やケガを負って初診を受け、障がいが残った場合に支給されます(納付期間等の要件があります。)	町民課 (☎945-5012)
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。	こども課 (☎945-5311)
	特別障害者手当	重度の障がい有者するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。	健康支援課 (☎945-5013)
	障害児福祉手当	重度の障がい有者するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳未満の児童に支給されます。	健康支援課 (☎945-5013)
税金や交通等に関すること	所得税・住民税の控除 住民税の非課税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者控除が受けられます。また、合計所得金額が135万円以下の方は住民税が非課税となります。	北那覇税務署 (総合案内: ☎877-1324) 税務課 (住民税: ☎945-4729)
	自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)	障がい者本人又は生計が一緒の方の自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	沖縄県自動車税事務所 (☎879-1627) ※生計同一証明書については健康支援課
	軽自動車税	障がい者本人又は生計が一緒の方の軽自動車税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	税務課 (☎945-4729)
	有料道路通行料金の割引	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方が対象となります。障がいの等級によって割引を受けられる対象範囲が異なります。	健康支援課 (☎945-5013)
	各種交通機関の割引	バス、タクシー、モノレールなどの運賃が障がい者割引で利用できます。利用する交通機関によって割引率が異なります。	各交通機関
	NHK受信料の減免	各種障害者手帳をお持ちの場合、NHK受信料を全額又は半額免除を受けられる場合があります。手帳の等級や課税の状況により免除できる範囲が異なります。	NHK沖縄放送局 (☎865-2222) ※申請は健康支援課

保健カレンダー

事業名	月日	対象者	受付時間	場所
2歳児歯科健診	12月2日(木)	R1.6.5～R1.9.4	13:15～15:30	西原町保健センター
3歳児健診	12月9日(木)	H30.6.20～H30.7.25	13:00～15:00	
乳児一般健診(午前)	12月12日(日)	R3.1.16～R3.2.15	9:00～10:15	
乳児一般健診(午後)	12月12日(日)	R3.6.13～R3.8.1	13:00～14:15	
1歳半健診	12月16日(木)	R2.2.15～R2.4.14	13:00～15:00	

★対象者数によっては人数の調整のため対象となる生年月日が変更となる場合があります。健診の通知が届いているか確認をお願いします。

★新型コロナウイルス感染症対策のうえ実施しています。最新情報は西原町HP等でご確認下さい。

乳児健診 1歳半・3歳児健診 2歳児歯科

【お問い合わせ】健康支援課 保健予防係(母子班) ☎098-945-4791

目録の感謝を込めて

外壁塗装・屋根防水工事

毎月先着5名様

高圧洗浄 無料

無料見積!!
無料相談!!

塗装・防水・外構

リフォーム工事の専門店!

～真心込めて～
ちゅららペイント

TEL 098-945-7170
西原町字兼久 261-2
ちゅらら工房 株式会社

一級塗装技能士・一級ウレタン防水技能士・建築士のいるリフォーム店!